

第3回世羅町議会定例会会議録

令和7年9月22日
第4日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和7年第3回世羅町議会定例会（第4号）

令和7年9月22日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | | |
|-----|--------|-----------------------------------|
| 第1 | 議案第68号 | 令和7年度世羅町一般会計補正予算（第3号） |
| 第2 | 議案第56号 | 令和6年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第3 | 議案第57号 | 令和6年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第4 | 議案第58号 | 令和6年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第5 | 議案第59号 | 令和6年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第6 | 議案第60号 | 令和6年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第7 | 議案第61号 | 令和6年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について |
| 第8 | 陳情第15号 | せらまちタクシーの運賃改定に関する陳情書 |
| 第9 | 陳情第16号 | 2026年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い） |
| 第10 | 発委第3号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書提出について |
| 第11 | | 総務文教常任委員会報告 |
| 第12 | | 産業建設常任委員会報告 |
| 第13 | | 議会広報広聴常任委員会報告 |
| 第14 | | 議会改革調査特別委員会調査中間報告 |
| 第15 | | 議員派遣について |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 亀 田 知 宏	2 番 佐 倉 悠 希
3 番 矢 山 靖	4 番 宗 重 博 之
5 番 佐 々 木 浩 康	6 番 福 永 貴 弘
7 番 向 谷 伸 二	8 番 上 本 剛
9 番 松 尾 陽 子	10 番 藤 井 照 憲
11 番 田 原 賢 司	12 番 高 橋 公 時

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 市 尻 孝 志	総 務 課 長 升 行 真 路
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 藤 川 道 代
税 務 課 長 小 林 英 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 藤 井 博 美	健康保険課長 宮 崎 満 香
福 祉 課 長 和 泉 美 智 子	産業振興課長 住 田 谷 保
商工振興課長 山 崎 誠	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 広 山 幸 治	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 長 早 間 貴 之	学校教育課長 藤 原 康 治
社会教育課長 正 田 一 志	

5. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事務局 長 黒 木 康 範	書 記 間 處 俊 彦
嘱託書記 貞 光 有 子	

開 議 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（高橋公時） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第 1 議案第 68 号 令和 7 年度世羅町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 追加議案 3 ページをお開きください。

議案第 68 号

令和 7 年度世羅町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度世羅町一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 22 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 8,600 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 12,302,165 千円とするものでございます。

歳入は、分担金及び負担金 1,450 千円、県支出金 5,150 千円、繰入金 2,000 千円を増額するものでございます。

歳出は、総務費 650 千円、災害復旧費 8,800 千円を増額し、予備費 850 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○3 番(矢山 靖) 議長。

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番(矢山 靖) 先ほどのご説明で災害復旧のことがあったんですが、場所や発生件数ですね、8 月に発生したということだったんですが、1 件なのか、2

件なのか。どのような災害復旧なのか、概要説明ですね。その辺りと、あと場所がたとえば農道とかだったら、今、稲刈りの時期じゃないですか。それでコンバインが無理矢理通って行って2次災害が発生する可能性もあります。その辺の安全の管理のほうですね。その辺を含めて、ご説明のほうお願いします。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） ご説明をいたします。災害復旧費の補正でございますが、対象は2件でございます。1件は被災箇所が世羅町大字安田、被災概要は農地、これは田んぼでございますが、田んぼの法面が幅約11m、斜長、これは法面の長さでございますが、約7.4mにわたり崩れかけているもの、これが1件あります。

もう1件は、被災箇所世羅町大字堀越、被災概要は農業用施設、農道でございます。こちらは延長約13m、高さ約1.5mの石積みが崩れかけているものでございます。こちらの農道につきましては幅員が約3mでございます。ひびが入っている箇所、これは端から約50cmから60cm程度のところでございまして、現在のところカラーコーンを置いてありまして、車、またコンバイン等の農機具等の通行には大きな支障はないということでございます。通行止めにはしておりません。いずれにつきましても8月上旬に降りました雨が原因と思われるものでございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第68号 令和7年度世羅町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

て から、日程第 7 議案第 61 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定についてまでの「6 件」を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案「6 件」については、決算審査特別委員会に付託してありますので審査の結果について、委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 上本決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（上本 剛） 令和 7 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

決算審査特別委員会

委員長 上本 剛

決算審査特別委員会審査報告

9 月 8 日の本会議において本委員会に付託された、議案第 56 号から議案第 61 号までの 6 件の議案審査の経過及び結果について、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開 会 日 令和 7 年 9 月 8 日（月）午後 3 時 30 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 佐倉悠希、矢山 靖、宗重博之、佐々木浩康、福永貴弘、向谷伸二、上本 剛、松尾陽子、田原賢司、（高橋議長）

欠席委員 亀田知宏

4 審査事案

（1）委員会条例第 8 条による正副委員長の互選を行った。

互選結果は、委員長 上本 剛 委員、副委員長 松尾陽子 委員

（2）決算審査に関する資料要求項目の確認を行った。（要求項目 25 項目）

【開会中の審査】

- 1 開 会 日 令和 7 年 9 月 16 日（月）、9 月 17 日（火） 午前 9 時開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、宗重博之、佐々木浩康、福永貴弘、向谷伸二、上本 剛、松尾陽子、田原賢司、（高橋議長）
- 4 説明員 町長・副町長・会計課長・総務課長・財政課長・企画課長・税務課長・町民課長・子育て支援課長・健康保険課長・福祉課長・産

業振興課長・商工観光課長・建設課長・上下水道課長・せらにし
支所長

教育長・学校教育課長・社会教育課長

5 審査事案

(1) 議案第 56 号 令和 6 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について

(2) 議案第 57 号 令和 6 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
認定

について

(3) 議案第 58 号 令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算
認

定について

(4) 議案第 59 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に
つ

いて

(5) 議案第 60 号 令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
認定

について

(6) 議案第 61 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について

6 審査概要

本委員会に付託された議案第 56 号から議案第 61 号までの 6 件の議案に関し、
当委員会を 9 月 16 日・17 日の 2 日間開会し、質疑を中心に審査を行った。

(1) 9 月 16 日 (月)

令和 6 年度予算に計上された貴重な財源がどのような形で、町民全体の福祉
の向上・町の発展に活かされたか等を審査の視点に置き、提出された令和 6 年
度歳入歳出決算の「町長の概要説明（提案理由の説明）」及び「監査委員の決
算審査意見、財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書」に関する質疑を
行った。

つぎに、一般会計歳入全般についての質疑を行い、続いて一般会計歳出の議
会費、総務費、民生費、衛生費までの質疑を行い、終了後にそれ以降の労働費、
農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支
出金、予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関
する報告書及び主要施策の成果報告書に関する質疑を行い、途中で延会とした。

(2) 9 月 17 日 (火)

9月16日に続き、一般会計歳出の労働費から予備費までと実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する報告書及び主要施策の成果報告書に関する質疑を行った。その後、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計の4会計について、一括して質疑を行った。

引き続き、公営企業会計の公共下水道事業会計に関する質疑を行った。その後、総括質疑を行った。

(3) 審査で出された意見等

決算審査を通して委員からは、歳入歳出予算の適正な管理、収入未済額の収納に向けた適正な事務処理、鳥獣被害対策、農業への支援、監査委員からの指摘事項の対応、財政運営の現状と今後の見通し等多岐にわたり質疑が行われた。

総括質疑においては、観光振興での効果的なインバウンド対策、民生費での各制度が町民に届き、暮らしの改善につながるよう検証と改善が必要である。主要施策の成果報告書の各事務事業において目標設定の必要性和整合性の精査及び改善が必要である。決算を踏まえ何を優先し、どこに力を集中させ、どのような成果を町民が実感できたのか。職員の働き方における残業の在り方として住民の安全確保などに必要となる場合と慢性化し組織や職員へ負担を与える面と背景や目的で評価が分かれる。たくさんの事業が存在する中、各事業の費用対効果も含めた必要性を検討する必要があるのではないか。町としての持続性を考えたとき、以前よりも決算の不用額の圧縮が図られているが、県からの権限移譲については制度のあり方を新たに示す必要がある。財政的余裕は少ない中でも少しずつでも将来へ向けた投資を行う必要があるのではないかなど、各委員から質疑が行われた。

7 審査結果

各会計の決算等に対する質疑を終え、決算認定に関し委員会として3項目の意見を付すことを決定した。附帯意見は次のとおり。

令和6年度決算審査附帯意見

(1) 歳入において収入未済額は私債権において多く見られるので、担当課において

て徴収に努められたい。

(2) 事業執行にあたっては、監査委員の意見を真摯に受け止め、尊重された

い。

(3) 決算審査の過程において指摘した事項については、十分留意し公平公正な執行に努められたい。

その後、本委員会に付託された6会計の決算について、委員会としての採決を行った。

議案第56号 令和6年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について
認定すべきもの(賛成多数)

議案第57号 令和6年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定すべきもの(賛成多数)

議案第58号 令和6年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について
認定すべきもの(賛成多数)

議案第59号 令和6年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定すべきもの(賛成多数)

議案第60号 令和6年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定すべきもの(賛成多数)

議案第61号 令和6年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について
認定すべきもの(賛成全員)

以上、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長(高橋公時) 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

議案第56号 令和6年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について討論はありませんか。

〔「討論あり」の声あり〕

委員長報告は「認定すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

○3番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○ 3 番（矢山 靖） 議案第 56 号令和 6 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について、私は反対の立場から討論いたします。

1. 不用額の現状と課題、本決算では、総合計約 4 億 4700 万円という大きな不用額が生じております。監査委員からも、予算の見積もりに関して指摘がなされました。扶助費など、年度末までに減額補正できない項目があることは理解いたします。しかしそれを踏まえても、不用額があまりに目立つ。予算執行のあり方に大きな疑問を抱かざるを得ません。

2. 使用料収入の乖離、使用料収入では未収金が発生しているだけでなく、予算と決算の差が約 579 万円、大きな乖離が見られます。これは予算策定時の見積もり精度の不足、さらには収入管理の徹底不足を示すものです。今後は特に 1 予算策定時の精度向上、2 定期的なモニタリングと迅速な対応、この 2 点が不可欠であると強調したいと思います。

3. 子育て支援策、子育て世代ヘルパー等訪問支援業務では、利用実績が大きく下回り不用額が生じました。その背景には、制度の周知不足や利用に伴う心理的なハードルがあるのではないかと考えます。課長答弁でも、自分の家に他人が入ることのハードルが高いのではないかと説明がありました。しかしこれは本来、予算策定時に想定できた課題であります。今後は周知・啓発活動の強化、利用者の声を反映した制度改善、そして心理的負担を軽減する仕組みの整備が求められます。

一方で在宅子育てサポート事業は、申請者が 120 名に達し、事業の充実が図られた点は評価いたします。

4. 教育施策、ICT 化推進事業は家庭の環境整備を含む複数の事業で構成されており、児童・生徒が等しく学習機会を得られるよう支援する重要な取り組みであると認識しています。しかし、町民の皆様からすれば、果たしてそれで授業の中身が、良くなっているのか、これこそが最も気になるところであります。授業の質を高めるのは、先生方の教材研究や準備、そして子供同士や先生との生きたやり方に他なりません。ICT はあくまでも補助的な道具であって、自己目的化してはならないのです。成果報告書の成果目標において、課内評価と今後の方針のみ記載し、あと 4 つの指標は未記載。成果の検証が不十分なまま予算を投じ続けることには、大きな疑問が残ります。

5. 最後に総括として今回の決算全体を通じ特に感じたことは、周知・啓発活動が依然として弱いこと。予算策定の精度が十分でないこと。未収金回収や収入管理の徹底が不十分であること。扶助費など、やむを得ない部分は理解するが、

不用額があまりに目立つこと。そして、最小限の経費で最大限の効果を上げるという原則のもと、効果検証に基づく制度改善が不十分であること。この5点であります。

果たして住民本位の予算執行となったのか、大きな疑問が残ります。よって、子育て、仕事、老後に希望が持てる世羅町政を求め、反対の討論といたします。

○議長（高橋公時） 次に賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

○11番（田原賢司） はい。

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 令和6年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定に対し賛成いたします。

今回の決算認定を通じて歳入の面では特に税収の確保、これは昨年に続き県内最高位を維持されております。以前ですと、この税の滞納面5000万をはるかに超えておりました。これが、ここ数年の中でこちらの決算認定のほうに示されております地方税150万余り、国民健康保険66万余りと、後期高齢0円、介護保険料9万円といった多大なる、かなり賞賛に値する結果を残されております。できうれば今後国保会計、後期高齢等県内広域化がされております。この知識・知見を世羅町の職員がですね、県内へ率先して知識・知見を広めてくれることを願うばかりです。そうすれば、県内のこういった国保会計、後期会計のほうが改善され、より良い広島県の財政運営に寄与するのではないかと。これは世羅町として誇るべき事項であると思います。

また歳出については、一時期は5億円近くあった不用額が昨年に続き3億円を割り込み、2億6000余の大幅な縮減が図られております。こちらでも財政課を初めとした各課の努力、成果として表れていると思います。引き続き、予算の適正な執行に努めていただきたいと思います。

また財政の指標である経済収支比率、財政の硬直化は高まっておるわけなんです、実質公債費比率等、今後、堅調な予算運営に努めていただきたいと思います。あと今後人件費の増額、公債費、扶助費などの義務的経費の増加が今後予想されるわけですが、財源を確保するため、サービスの負担のあり方、補助金などの見直しが必要に思います。

歳入の収納対策及び歳出予算の行政経費を可能な限り抑制し、メリハリのある行政運営を行い、民間活力の導入を促進すべきだと思います。今後進む人口減少、少子高齢化を止めることはできません。限られた財源を有効かつ効果的に使わな

ければなりません。

引き続き財政の健全化に努め、将来にわたる負担の公平性、持続性を求め、町民の理解と協力を得ながら、町民の満足度及び幸福度の向上にご尽力されることを要望し、賛成の討論といたします。

○議長（高橋公時） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 56 号 令和 6 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 56 号 令和 6 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 57 号 令和 6 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論は、ありませんか。

○3 番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 委員長報告は「認定すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） これより討論を行います。議案第 57 号 令和 6 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第 58 号 令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定、議案第 59 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第 60 号 令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算に決算認定、以上 4 件について、私は一括して反対の立場から討論いたします。

まず、国民健康保険特別会計です。最初に、収入未済額についてですが、約 264 万円となっております。町の説明では、督促や電話、文書、財産調査、差し押さ

えなど対応を行っているとのことでした。しかし、最終的に不納欠損額として約 66 万 7000 円、5 世帯分が整理されています。町民の皆様からすれば、なぜ回収できなかったのかという疑問が当然に生じます。徴収努力を重ねたとは言え、納付できない背景には、生活困窮や制度そのものの過重負担があることも事実です。単に回収できなかった結果を示すだけでなく、町としてなぜそうした状況が生まれているのか、丁寧な分析と住民への説明責任が求められています。

次に不用額です。不用額は約 6650 万円、予算に対して 3.7%に上っています。監査委員からは、医療費の変動を見込み、不用額の抑制に努めているとしています。答弁でも、緊急的なこともあり仕方がないとの認識が示されました。過去には 30 万円ぐらい不足し、臨時議会を開いて補正した事例もあり、不足があってはならない以上、大目に見積もる必要があることは理解できます。しかしその結果として、毎年のように大きな不用額が発生していること。これは課題であり、予算編成の見積もり精度や、年度途中での補正による柔軟な対応がますます重要となっております。町民の皆様は納得いただける説明責任が果たされているとは言いがたいのではないのでしょうか。周知についても指摘します。町の答弁では、広報やホームページに掲載しているほか、チラシや通知書にも記載しているとのことと説明です。しかし制度があっても利用されなければ意味がありません。情報が行き届きにくい高齢者や手続きが苦手な方も少なくありません。載せているから、周知は十分とはい切れず、町としてより丁寧に、誰にでもわかりやすく制度を届ける工夫が求められています。さらに、国保制度全体についてです。国保の加入者は、直近の資料で約 2900 人ですが、そのうち所得 200 万円未満の方が約 7 割を超える約 2080 人を占めています。平均所得はわずか 52 万円程度であり、その中で、国保税は所得の 1 割を超える負担となっています。お尋ねしたところ、所得 200 万でも 400 万円でも、およそ 14%が国保税に充てられていると示されました。

町民の生活にとっては極めて重い割合です。また、滞納があっても処分はせず、事情をよく聞いた上で、分割納付の相談に応じているとお聞きしました。これは裏を返せば、払いたくても払えない人が少なからず存在しているという現実を示しています。被保険者数が減少している一方で、制度を維持するために、1 人当たりの保険料は年々上がり続けています。町も制度全体の壁と認識しており、今後更に保険料水準は上昇すると見込んでいると答弁しました。つまり、町民の多くが既に厳しい負担を背負いながら、将来的には更に増える可能性が高いということです。

町は、徴収率は令和 2 年度から県内 1 位にあると説明しましたが、私はこれはまず何よりも町民の皆様が、物価高騰の続く厳しい生活の中でも、責任を果たしてくださった結果であり、深く敬意と感謝を申し上げたいと思います。もちろん、町としての取組みもあると思いますが、何よりも町民の皆様の誠実さと協力の積み重ねによって支えられているものだと考えます。だからこそ、町民にとって大事なのは、しっかり払っているという事実よりも、その負担が生活に見合っているのかという点であり、この切実な声に応える姿勢が今こそ求められているのです。

結局のところ、国保制度の厳しい構造的課題はあるにせよ、町としての負担軽減のために独自の工夫が乏しく、住民にとって負担は重いのに説明は不十分という印象を与えています。このままでは町民の理解と信頼を得ることはできません。

次に、後期高齢者医療制度特別会計です。質疑でも取上げましたが、保険料の収入未済額は約 17 万 6000 円と、金額だけを見れば大きいものではありません。執行部からは徴収率 99.9% と高く、対象者もわずかであると答弁がありました。しかし、数字の小ささに目を向けるのではなく、その背後にある納めたくても納められない町民の暮らしに目を向けることこそが必要です。わずか数人であっても、その一人ひとりが、法令の中で厳しい生活を強いられているのです。とりわけ高齢者は年金収入が限られ、日々の暮らしに不安を抱えています。医療が必要な時期であるにもかかわらず、保険料や医療費の負担が大きいとの声は後を絶ちません。負担が重すぎて、病院に行くのをためらったり、健康診断を受ける余裕がないという声も聞こえてきます。

町は、重症化予防のために保険事業を進め、医療費抑制に努めると答弁しました。しかし、抑制という視点だけでなく、高齢になって安心して医療を受けられることを最優先に据えるべきです。医療費が抑えられても、町民の健康や安心が犠牲になっては意味がありません。町民は高齢になっても誠実に保険料を納めています。その思いに応えるためには、数字上の収納率の高さを誇るのではなく、生活に困っている人にどう寄り添うか、どう支えるか、これに力を注ぐべきと考えます。

数字の整合性だけでなく、町民が安心して暮らせる制度運営こそが本来の目的です。その視点が十分に反映されていないこの決算に対して、私は町民の皆様の声を代弁し、反対の立場をとらせていただきます。

次に介護保険事業特別会計です。まず基金の状況です。令和 5 年度末から新たに約 5241 万円を積み立てて、令和 6 年度末には基金残高が約 4 億 5600 万円に達

する見込みです。財政を安定させるためには、基金は必要ですが、積立てを優先するあまり、保険料を納める町民の暮らしにしわ寄せが行っては本末転倒です。必要以上に溜め込むのではなく、今困っている人にしっかり使ってほしいというのが、多くの町民の素直な思いではないでしょうか。

次に、歳入と歳出の状況です。歳入面では収納率 99.98%という非常に高い数字が示されています。これは町民の皆様が生活が厳しい中でも、責任を持って介護保険料を納めてくださっている結果です。その誠実な姿勢には心から敬意を表します。しかし、歳出の面を見ると、約 1 億 1251 万円もの不用額が生じています。特に保険給付費、介護サービスに充てるお金です。約 9672 万円、割合にして 4.3%が使われずに残っています。介護サービスは必要なときに、必要な支援を受けられることが大切ですが、これだけの不用額が生じているということは、十分サービスが行き渡らなかった可能性もあります。せっかく保険料払っているのに、実際の介護サービスが十分に使われていないのではないのか。こうした町民の疑問や不安にこたえることこそ、行政に求められているはずです。

基金の積み増しや不用額の発生が重なることで、町はお金を溜め込む一方で、私達の生活に十分還元されていないのではと感じる町民が出てきても不思議ではありません。介護保険制度は、町民が安心して老後を迎えるための大切な仕組みです。だからこそ、保険料を納めてくださる皆さんの思いに寄り添った運営が必要です。現状ではその点に不安が残ります。

最後に、介護サービス事業特別会計です。まず、施設の状況です。特別養護老人ホームや介護老人保健施設に入りたくても、町内だけでも何十人もの方が順番を待っておられます。まだ入れないのかと不安な日々を送る町民が少なくないのです。世羅町には比較的多く施設があると言われますが、それでも待機は解消されず、必要なときに安心して入れるとは到底言えません。

次に、介護を支える人材の問題です。町内の事業所では職員を確保するのが難しく、他市町に人材が流れてしまう現実があります。特にヘルパーさんのなり手がいないという声は深刻です。サービスを受けたい方がいても支える人がいなければ成り立ちません。お願いしたいのに人が足りず来てもらえない。そんな不安が町民の暮らしに広がっています。

更に、地域包括支援センターは、町が直営で取り組み、職員の皆さんが身近に相談に乗ってくださる大切な存在です。しかし、相談件数は年々増え、限られた職員での対応には限界が見えてきています。どこに頼ればいいのか、相談しても十分に対応してもらえないのではないのかという心配を町民は抱えてきています。数

字だけを見れば、収入率も高く、執行率も大きな問題はないように見えます。しかし、数字の裏側で生活しているのは私達町民です。待機の不安、人材不足の不安、相談が追いつかない不安、そうした暮らしの実感にこそ、もっと応えるべきではないでしょうか。町民は介護保険料をしっかりと納めてくれています。その思いに応えるのは、基金を積み増やすことでも綺麗な数字を並べることでもなく、必要なときに安心して介護サービスを受けられる環境を整えることです。

私はこの町で暮らすおひとりお一人の安心して暮らしたい、老後も医療や介護を受けたいという声を何より大切にしていきたいと思います。

以上の理由から、町民の切実な声に応えない決算を、私は認めるわけにはいきません。よって、住民本位で安心と希望が持てる世羅町政を求め、議案第 57 号から第 60 号まで 4 件全てについて反対の立場を表明し、討論を終わります。

○議長（高橋公時） 次に賛成討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 57 号 令和 6 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 57 号 令和 6 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 58 号 令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 58 号 令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認

定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 58 号 令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 59 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 59 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 59 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 60 号 令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 60 号 令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めま

す。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 60 号 令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 61 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 61 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 61 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

この際、日程第 8 陳情第 15 号 せらまちタクシーの運賃改定に関する陳情書 から日程第 9 陳情第 16 号 2026 年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い）までの 2 件を「一括議題」とします。

日程第 8 から日程第 9 までの 2 件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

最初に、陳情第 15 号について報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 令和 7 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

総務文教常任委員会

委員長 松尾 陽子

総務文教常任委員会審査報告

9月4日の本会議において本委員会に付託された陳情については、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和7年9月10日（水） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、高橋公時
- 4 審査事項と結果

（1）陳情第15号 せらまちタクシーの運賃改定に関する陳情書

陳情提出者 世羅町小国

小国地区振興協議会 会長 簗花 睦二 外1237名

陳情の趣旨 従来「まちなかエリア」までは町内共通の運賃が、せらまちタクシー運賃改定（案）では、せらにし地域のみ運賃が上乘せされる内容であり、これまで通り町内一律とするよう見直しを求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「要望にあるとおり、格差がなくなる方向になればよいと考える。医療空白地であり、ガソリンスタンドもない。まちなかエリアに出てくることが多いので賛成である。一律500円という案がよいと思う」、「地区ごとのルート設定など仕組み的に応分負担が現状では難しいと考えるので賛成である」「距離に応じた負担の在り方を再度模索するべきである」と考えるので反対である。」との意見が出された。

審査の結果 賛成多数により「採択すべきもの」と決した。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第16号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

(2) 陳情第 16 号 2026 年度地方財政の確立に関する意見書の提出について

(お 願

い)

陳情提出者 世羅町大字西上原

自治労世羅町職員労働組合 執行委員長 山田信夫

陳情の趣旨 2026 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、政府に対して意見書の提出を求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「地方財政の充実と強化を国に強く訴えていく必要があるということで賛成である」などの意見が出された。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決した。

以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（高橋公時） これより討論を行います。

陳情第 15 号 セラまちタクシーの運賃改定に関する陳情書の討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 15 号 セラまちタクシーの運賃改定に関する陳情書に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、陳情第 15 号 セラまちタクシーの運賃改定に関する陳情書は委員長の報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 16 号 2026 年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い）の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 16 号 2026 年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い）に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、陳情第 16 号 2026 年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い）は 委員長の報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第 10 発委第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお意見書については、事務局に朗読させます。

○ 9 番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 総務文教常任委員長。

○ 9 番（松尾陽子） 発委第 3 号

地方財政の充実・強化に関する意見書提出について

上記の議案を世羅町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、別紙のとおり提出する。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）とする。

令和 7 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

提出者 総務文教常任委員会
委員長 松尾 陽子

提案理由でございます。

地方公共団体は、少子・高齢化対策からDX化、物価高騰対策まで多様な課題に直面している。自治体システムの標準化や大規模災害対策も求められる中、人員不足と職場の疲弊が深刻化している。「骨太方針」による財源確保だけでは、増大する行政需要に十分対応できない。地域社会の持続可能性を確保するため、より積極的な財政措置が不可欠である。地方財政の充実・強化に関する意見書を提出することについて議会の議決を求めるものであります。

○事務局長（黒木康範） 議長。

○議長（高橋公時） 事務局長。

○事務局長（黒木康範） 地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保をより積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼ら

ない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

7. 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。

8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

11. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上でございます。

○議長（高橋公時） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 22 日

世羅町議会

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、発委第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出については 原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は 1 0 時 2 0 分であります。

~~~~~

休 憩 1 0 時 0 5 分

再 開 1 0 時 2 0 分

~~~~~

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第 11 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。最初に行政視察の報告からお願いします。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 令和 7 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

総務文教常任委員会

委員長 松尾 陽子

総務文教常任委員会行政視察調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【閉会中の行政視察調査】

- 1 視察日時 令和 7 年 7 月 15 日（火）～ 7 月 16 日（水）
- 2 視察場所 （１）福岡県福岡市認知症フレンドリーセンター
（２）福岡県篠栗町役場
- 3 出席委員 松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、高橋公時
- 4 視察項目 （１）福岡県福岡市 認知症対策及びユマニチュードの取組みについて
（２）福岡県篠栗町 行政窓口業務の民間委託の取組みについて
- 5 調査内容及び結果

（１）福岡県福岡市（7 月 15 日（火）午後 1 時 00 分～）

ユマニチュードを核とした福岡市の先進的な認知症施策について学び、その効果を世羅町における認知症対策の参考とするため視察した。

ア 沿革、地勢

福岡市は、福岡県の県庁所在地で、九州の北岸に位置する政令都市である。総人口が約 165 万人。65 歳以上の高齢者人口は約 36 万人で、高齢化率は 22.3%である。進学・就職による転入が多く、10 代から 20 代の人口が 65 歳以上の人口とほぼ同じであるという特色がある。若者が多く、賑やかで活気のある町と評価されている。

イ ユマニチュードを核とした認知症施策導入の背景・経緯について

人口減少社会にあって、福岡市の将来人口推計を見ると、2040 年までは人口が伸び続けると見込まれている。では、なぜ認知症施策に力を入れているのか。人口増加の中心は、高齢者である。高齢化が進めば、様々な課題が起こってくる。その中でも認知症は、避けて通れない大きな課題である。一口に認知症といっても一括り（ひとくくり）にできない。行政としても施策を打っていく必要があると考え、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちをめざして、2018 年に認知症フレンドリーシティ・プロジェクトを立ち上げた。

令和 5 年 9 月に認知症フレンドリーシティ・プロジェクトの拠点施設である認知症フレンドリーセンターをオープンした。

具体的な施策として、

①認知症の人にもやさしいデザインの導入

たとえば、トイレの扉と床の色のコントラストをつける。文字とピクトグラムを使ってトイレを表示する。表示位置を低くするなど。

②オレンジ人材バンク

オレンジ人材バンク（オレンジパートナー…25人＋協力事業者）

認知症の方と企業、団体、医療、介護、福祉事務所を繋いで、認知症の人が使いやすいデザインや製品を共同で開発し、協力してくれた認知症の方に報酬も支払われる。（ガスコンロ、中身が見える園芸バッグ、結ばなくてもいいエプロンなど…24社38案件、活躍した認知症の方…延べ638人）

③ケア技法ユマニチュード

誰か特定の人に頼るのでなく、高齢者の方をはじめ認知症の方のケアに、産、学、官、民、福岡市の全ての人がケアに参加できる街を目指してたどりついたのがユマニチュードである。

ユマニチュードとは、フランス発祥の「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つ

を柱とするコミュニケーションである。認知症の人とのコミュニケーションをと

るためのケア技法として取り組まれている。

ユマニチュードの講座を受講し、2016年から2017年に実証実験を行った。その結果、暴言や妄想などが減少してケアする人のストレスが軽減された。認知症の方とのコミュニケーションが取れるようになったなど、取り組んでいく中で効果を得たことから本格導入にいたった。

福岡市全体にユマニチュードを普及促進していくための取組みとして、専門職向け講座（介護士、看護師、救急隊員、家族介護者）、市民向け講座の講座を日本ユマニチュード学会認定のインストラクターにより開催。より多くの人にもっと気軽に知っていただくための講座を開くためには、講師が不足していた。そこで、インストラクターの指導のもと独自に講師（地域リーダー）を養成し、公民館や小学校・中学校などでも開催している。現在52名が地域リーダーとして活躍している。自治体として取り組んでいるのは福岡市のみで、ユマニチュード推進部の中に認知症支援課とユマニチュード推進課がある。ユマニチュード推進課でユマニチュードの普及促進にあたっている。

【委員の主な質問】

問) オレンジ人材バンクの効果と課題は。

答) 現在人材バンクに登録されている個人は、25 名、介護事業所がいくつかある。

人材バンクとしてイベントや商品開発をしたいと声があがれば、数百人単位で当事者につながる。そのため市外の企業からも参画がある。当事者にとって希望になる。活躍の場ができ嬉しい楽しいといった記憶が自信になる。

課題として、認知症がいずれは進行していく。その活躍のフェーズにあわせて、認知症の程度も考えていかないといけない。当事者も、自身の認知症が進行していく中でどこまでやっていいのか悩むところ。当事者を含めて相談しながら進めている。

問) 認知症にやさしいデザインに対する支援はあるのか。

答) 経済的な支援は特にないが、デザインの講座は設けている。デザインは概念なので、その考え方を踏襲すれば公共の場のみならず、民間も在宅においても汎用可能で、家庭レベルでの汎用も広がってきている。

以上のような質問を行った。

(2) 福岡県篠栗町(7月16日(水)午前10時～)

行政窓口業務の業務委託の取り組みや、行政業務の効率化について、今後の参考とするため視察した。

ア 沿革、地勢等

福岡都市圏の東に位置する。総面積 38.9 ㎢、人口約 3 万 1000 人で、昭和 30 年 4 月 1 日に、旧篠栗町、勢門村が合併して現篠栗町が誕生した。町の約 7 割を森林が占める町で、心と体を癒す森林セラピー基地の認定を受けている他、篠栗四国 88 か所霊場としても知られている。町内には、小学校 3 校、中学校 2 校がある。

イ 篠栗町における包括業務委託について

公務員が担うべき業務(コア業務)以外の補助的業務や各種施設運営に係る業務を民間企業に包括的に委託している。導入前の職員は 342 名で、現在の職員は 186 名である。

(ア) 業務委託の目的

町が行う一般行政事務に伴う補助的業務などは、多様な職員を活用していくことが必要と考えた。包括的に業務委託することで、当時採用していた臨時職員を継続雇用して地域の安定を図る。また、民間事業者の知見やノウハウなどを活用することで質の高い公共サービスを提供する。もう一つ大きな

目的として、事務の簡素化がある。

(イ) 業務委託導入の流れ

事業者は、平成 25 年から公募型プロポーザル（3 年契約）を実施して選定しているが、令和 6 年までは、提案業者は 1 社のみだった。令和 7 年の公募には、2 社の提案があり、プレゼンテーションを実施して選定した。

包括業務委託は、受付・電話交換業務を平成 25 年 4 月からスタートし、派遣に向けた調整・準備を経て 25 年 10 月からその他の業務もスタートした。平成 26 年度から包括業務委託が本格スタートした。平成 27 年には、会計一元処理、道路維持管理業務、総合窓口業務が追加された。

(ウ) 業務委託の内容

① 窓口対応及び一般事務支援業務

庁舎代表電話の受付及び交換、庁舎 1 階総合案内、総合窓口業務、庁舎内窓
口での各種証明書発行手続きや一般事務支援に関わる補助的業務

② 総合福祉センター業務

総合福祉センターが行う健診及び健康相談並びに一般事務に関わる補助的業務

③ 小・中学校支援業務

小・中学校で行う教育支援及び学校事務に関わる補助的業務

④ 社会教育施設運営業務

社会教育施設の利用受付に関する業務並びに社会教育に関わる補助的業務

⑤ 図書館運営業務

町立図書館の運営に関する業務及び各種行事の開催

⑥ 道路管理業務

町道、河川、水路、林道、公園及び観光施設維持管理並びに応急補修等業務

⑦ 総合窓口業務

たらい回しの改善とマイナンバー制度に伴う窓口のワンストップ化を図る
(複数の行政手続きを 1 度の窓口訪問で完結させる)

(エ) 効果と課題

① 効果

元々篠栗町で臨時職員として勤務していた方たちを継続して雇用したので、経験者を雇用できた。民間事業者の知見やノウハウを活用することで、

質の高い公共サービスを提供できている。派遣職員の研修（クレーム対応など）も事業者で実施されている。また、派遣職員の募集や採用、法定手続き、勤怠管理などの事務が削減され、事務の効率化が図られる。

② 課題

受託業者が限定される。窓口業務に関わる回数が減るため、職員の窓口業務に関するスキルが低下する。町の職員が直営で行った時の経費を数値化できていないので、直営と委託との金銭的差額がわかっていない。包括的業務委託を開始してから 12 年経過している。体制として安定している状況ではあるが、民間のノウハウの更なる導入が今後の検討課題である。

【委員の主な質問】

問）包括的業務委託に係る費用は。

答）令和 6 年度の実績では、2 億 7944 万 805 円。そのうちの総合窓口だけでいうと、2439 万円になる。

問）10 年前 161 人だった職員が、現在では増えた要因は。権限移譲を受けておられないのか。

答）10 年前は、社会情勢的にどう人件費を減らすかという方向になって、職員の数も減らす流れになった。10 年経って、総務課の仕事のボリュームがどんどん増えていって対応できなくなったので、それぞれの部署で若干の増員をしている。権限移譲は受けていない。

問）臨時職員を転籍して包括業務委託事業者の社員にすると説明があったが、3 年ごとにプロポーザル方式の入札をすると、3 年後にはまた転籍されることになるのか。

答）プロポーザルを受けて頂いたときに業者は、今働いている方を自社で雇用させてもらおうと言われており、次の委託業者が引き続き雇用されている。

以上総務文教常任委員会の行政視察調査報告といたします。

○議長（高橋公時） つぎに所管事務調査の報告をお願いします。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 令和 7 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

総務文教常任委員会

委員長 松尾 陽子

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会をつぎのとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 7 年 9 月 10 日（水） 午前 9 時開会
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、高橋公時
- 4 説明員 町長、副町長、総務課長、企画課長
教育長、学校教育課長、社会教育課長
- 5 調査項目及び内容

（１）現地調査

ア せらにし郷土民俗資料館（大字黒川）

（ア）資料館の状況

世羅町を中心とした古民具や農具など約 2000 点を収蔵し、保管、展示、管理などを行っている。管理運営団体が、収蔵資料を活用して講演会や展示会を行っている。定期開館日は設けていないが、事前申し込みにより随時開館しているとの説明があった。

委員からの、「収蔵品を旧西大田小学校の民俗資料館にまとめ、収蔵物の整理をする考えはないか。」との問いには、「収蔵物は、出土場所にあるべきだという強い考えが管理団体にあり、移動させることが難しい。最近の寄贈品には、処分してもいいという同意書をもらっているので重複する物や傷みが激しいものなどは、処

分させてもらっている。古いものには同意書がないため処分が難しいものもある。保管場所の確保が難しいので、適正な数量になるよう努力したい。」との回答があった。

（２）令和 7 年度入札発注工事（250 万円以上）の契約及び進捗状況について

入札発注工事一覧表により、企画課 1 件、学校教育課 3 件の調査を行った。

委員からの、「空調設備工事は、一括ではできない工事なのか」との問いに、「結果的に同一受注者になっているが、どちらの空調設備も一般競争入札である。町内業者にも参加資格があり、受注機会の確保という点がある。事業費の圧縮については、その都度精査し執行方法を選択したい。」との回答があった。

(3) ピースライナー利用者のキャッシュレス、電子証明における補助のあり方
新型コロナウイルス感染症の影響による利用者低迷が続く高速乗合バス路線
存

続に向けて利用促進を図ることを目的に補助金を交付。中国バス甲山営業所での往復乗車券の購入に限り割引対象とするもので、その割引分に係る金額を補助する。

(令和3年度は2割引き、令和4年度以降は3割引き。)

令和6年度の実績は、往復券 2499 枚、約 295 万円。利用者は、回復傾向にあるが、コロナ禍前の令和元年度と比較して、約 80%程度の利用であり、引き続き支援が必要と考える。

補助対象となっている往復券は、令和7年8月31日で販売終了となっており、次の支援策について運行业者と協議している。

委員からの、「補助がなくなった時の利用を危惧するが、町としての認識は」との問いに、「この事業は、大変好評をいただいております、一定の効果があつたと考える。

今後何らかの形での補助は必要と考える」との回答があつた。

また、「今後の支援策は」の問いには、「回数券は、支払金額が大きくなり、単発で往復する人への補助が難しい。I C O C A や I C カードなどの電子決済、「バスもり！」アプリを使つての利用になるが、そこにもハードルがあると聞いている。

町で片道チケットを作成し、2枚セットで往復購入された方に補助するのもひとつの案かと思う。」との回答があつた。また、「令和5年、6年と一定の数字が戻ってきた。

補助しないという考えは」との問いには、「補助しないことも含めて考えたい。撤退ということにならないよう慎重に検討する」と回答があつた。

(4) 陳情第15号「せらまちタクシーの運賃改定に関する陳情書」の町の考え方
意見募集として、パブリックコメントと住民説明会を実施した。その他に、自治センター長会議での説明、住民からの問い合わせ、町に対する要望書が提出された。

8月18日には、世羅町地域公共交通活性化協議会で説明した。一律料金の検討について、中国運輸局からも意見募集・パブリックコメントなど、様々な意見を大事にとの意見があつた。

町の考え方として、物価高騰から運賃の値上げは避けて通れない。意見募集

や要望書、地域活性化協議会での意見を踏まえ、今回の運賃改定は、これまでの 300 円区間を 400 円へ変更し、通学用の定期運賃の新設のみとし、これまでの 600 円区間については据え置きにしたいと考えるとの説明があった。

また、応分の負担の在り方や考え方については、今後の課題として慎重に検討したいとの説明があった。

(5) 交通安全施設の地域要望に対する対応状況

交通安全施設に対する要望の流れは、毎年 4 月頃から各地区の安全会会長を介して、一般要望を集約している。通学路に関しては、各小・中学校を介して集約し、通学路プログラムとして対応している。要望は、令和 6 年度において少し増加しているが、一般要望・通学路要望ともに 20 件程度で推移している。要望内容としては、カーブミラーの設置・修繕、ガードレールの設置、道路の白線、信号機の設置などである。

対応状況は、令和 4 年度では、18 件に対し 10 件、令和 5 年度では、19 件に対して 14 件、令和 6 年度では、31 件に対して 24 件対応しているとの説明があった。

委員からの、「対応出来なかった所に対しての回答は」との問いには、「対応できなかった理由をつけて回答している」との回答があった。

また「死亡事故があった箇所の対応の持続性は」との問いには、「安全性の確保については、県にも要望して伐採してもらおうなど、建設課と検討、協議したい」との回答があった。

(6) 学校給食における実施状況について

ア 献立の内容（献立表 1 か月分）と地産地消率

献立は、月 2 回のパン食で、毎月 19 日をふるさと給食としている。

地産地消率は、4 月から 7 月の実績で、県内産率が 32.1%、世羅産率が 15.7% である。この割合は、野菜のみでお米は入っていない。

イ 残菜の状況

残菜は、7 月の平均で、ご飯が 1 日 9.6 kg、おかずが 1 日 14.7 kg である。

1 人分に換算すると、ご飯が 8.7 g、おかずが 13.2 g（お茶碗、お椀に 1 口程度）

ウ 現状の課題と今後の取組

課題としては、野菜は旬の時期は世羅町産が確保できているが、年間を通して確保することは難しい。そのため県内産に広げて対応している。

残菜の減少については、学校と連携して、給食指導などにより改善を図りたい。

ご飯提供が始まり、白ご飯におかずが基本であるが、混ぜご飯・ゆかりご飯なども提供している。今後もバリエーションを増やし食べやすい給食になるよう工夫するとの説明があった。

委員からの、「地産地消率や残菜など目標の設定は、他の市町との比較は」との問いには、「食育の観点で、地産地消率は、80%をめざすということはあるが、現実的な実績はかけ離れている。残菜についての目標値は定めていない。他の市町の正確な数値は把握していないが他市町に比べて高いと認識している。農家の負担も含め考えていきたい」との回答があった。また、「納入業者とのトラブルはないか、米の高騰の影響は」との問いには、「納入時に、車をつけて運ぶ時にやりにくさがあるということは聞いている。外から中に入れるだけでも煩雑で負担をかけているが、衛生管理上の取り決めでありご理解いただいている。手だてが可能な所は改善していきたい。10月からの令和7年産の米の価格については、協議している。9月までの設定より高くなると聞いている」との回答があった。

(7) 小学校プール給排水の確認状況

プールの水源は、上水道を使用する学校が2校（甲山小、せらにし小）、地下水を汲み上げる学校が2校（世羅小、せらひがし小）である。

給排水の管理について、上水道を使用する学校は、プール清掃を行うまでに清掃の時期、注水開始時期、プール使用の終了予定時期を広島県水道広域連合企業団世羅事務所へ連絡する。

プールへの給排水の開閉栓作業については、マニュアルに基づき、確実に行い、実際の作業は管理職が対応する。プール利用シーズン後は、防火用水として使うために水は抜かないとの回答があった。

委員から、「給排水作業は部外者が操作できないように鍵があるか」との問いに、「ふたには鍵がない。開閉栓がプール施設内にある場合は、鍵のある建物内に入らないと開けられない」との回答があった。また、「マニュアル化して全員に周知すれば、リスクは増えるのではないか」との問いには、「今回の流出が管理職だけが操作を知っていたことが一因と考えた。全員が知っておくことが必要と考えて周知した。操作は管理職がするというを基本にして考えたい」との回答があった。

(8) その他

委員長より、「7月にユマニチュードを核とした認知症施策に取り組まれている福岡市へ視察に行き、先進的な取組みを学んできた。是非本町においても公共施設においてより過ごしやすい環境を整えていただくために、認知症の人にも認識しやすいデザインを導入することなど、できることからひとつずつでも実施していただけるように、そういった働きかけを委員会としてやっていきたい」という意見が出された。委員全員賛成のもと、提言書を議長へ提出するとともに、町長に対し提出することを決定した。

提言書の内容はつぎのとおり。

認知症に対する政策提言

少子高齢化社会が進む中、認知症対策は大変重要になっています。

2040年には、高齢者の7人に1人が認知症に、MCI（軽度認知障害）を加えれば、実に3人に1人が認知症になると推計されています。介護従事者などは、人員不足でどう対応していくのかが大きな課題となっています。

本町において、認知症サポーター養成講座、認知症講演会の開催及び認知症カフェなど多くの取組みをされていますが、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちとするために新たな対策が必要と考えます。

そこで、総務文教常任委員会では、そのヒントを求めて、ユマニチュードを核とした認知症施策に取り組まれている福岡市へ視察に行き、先進的な取組みを学んできました。その中で、本町においてもできることからひとつずつでも実施していただけるよう認知症対策を政策提案させていただきます。

記

- 1 公共施設においてより過ごしやすい環境を整えるため、認知症の人にも認識しやすいデザインを導入すること。

デザインの導入については、認知症の人が外出する機会を確保するうえで、障壁となるとされるトイレへの取組みを優先的に行われたい。

- (1) 明度のコントラストを強くすること。
- (2) トイレの扉にはサインをつけること。(文字とピクトグラムを併記すること。)
- (3) 床と壁の色にコントラストをつけること。

- 2 認知症サポーターの養成講座に加えて、ケア技法ユマニチュード講座を開催すること。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

日程第 12 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の所管事務調査報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 令和 7 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

産業建設常任委員会

委員長 上本 剛

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

1 開会日時 令和 7 年 9 月 11 日（木） 午前 9 時 00 分開議

2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室

3 出席委員 上本 剛、矢山 靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、藤井照憲
（高橋議長）

4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、建設課長、

上下水道課長

5 調査項目及び内容

（1）現地調査

ア 甲世浄化センター

土地利用計画および下水処理施設の老朽化の状況について、現地において担当課より説明を受け、施設調査を実施した。

委員からは、処理槽内部の点検方法や流量計の今後の対応について質問が

あり、担当課からは次のとおり説明があった。

(ア) 処理槽内部については、まず目視可能な範囲で点検を行い、5～10年ごとにコンサルタントに依頼して詳細な点検・修繕を実施している。

(イ) 流量計については、処理量と排水量に大きな差が生じた場合に調査を行っており、おおむね8年ごとに点検していると回答があった。

(2) 公共下水道について（変更計画後）

ア 処理能力と加入状況並びに加入促進計画の進捗状況

資料により説明を受けた。委員からは、人口密集地域における加入率の低さへの対応について質問があり、担当課から次のとおり回答があった。甲山地域については、敷地条件から加入が難しい状況にあり、建て替えの際に加入を検討いただいている。本郷・西上原地域については、面的整備がなされているため、新たに住宅を建設する際には加入をお願いしている。

(3) 地域計画策定後の課題分析

ア 地域計画の分析状況

資料により説明を受けた、委員からは、将来像がみえないのが問題点としてあがっている。農家や法人間での話し合いが不可欠であり、今後その課題をどう解決していくのか。との質問に対し、地域計画は10年後の農地担い手を明示する仕組みだが、現状では確定が困難である。そのため町では、利用権設定や地域協議を基に整理し、大規模法人や認定農業者を中心に当面の担い手と位置付けている。今後は、農家や法人間での協議の場をさらに充実させ、新規就農の受け皿づくりを進めることで、将来像を具体的に描けるよう取り組んでいきたいとの回答があった。

イ 将来の農地利用に向けた課題

担い手不足・高齢化により、数年先の耕作者さえ不確実な状況にある。さらに、多くの地域で農地集積を担う集落法人自体も同様に後継者不足と高齢化に直面し、10年先の継続性が危ぶまれている。

(4) 宇津戸下仮屋地区臭気問題について

ア 臭気指数及び飼育頭数の推移

(ア) 臭気指数は、一部測定地点を除き規制基準値15を超過している状況である。

7月以降、地域では臭気の頻度が高まったとの声があり、特に8月のお盆の週と月末は強く感じられた。町はこれらの声を事業者に伝え、衛生管理や臭気対策の徹底を求めている。第3牧場は閉鎖が決定しているため大規模投資は行わないが、可能な限りの対策強化を求めている方針である。

(イ) 飼育頭数については、第3牧場は閉鎖が決定しており、10月から段階的に減らし、来年3月末までに全頭が搬出される予定である。一方、第4牧場は事業を継続する。

また、7月30日の地元公害対策委員会では、豚の糞尿に直接薬剤を噴霧することで臭気の低減を図るとともに、第4牧場でも今後、効果を確認しつつ継続していく予定であると説明を受けた。

(5) 令和7年度入札発注工事(250万円以上)の契約及び進捗状況について

進捗状況について建設課11件、産業振興課2件、上下水道課2件の調査を行った。

(6) 新規創業の状況

ア 過去5年間で新規に創業した事業者の件数

資料により説明を受けた。委員からは、サービス業の内容と、開始後に中止された事例はあるかの問いに対し、サービス業は、美容・理容業が5件、農業サービス(草刈り等)が3件、運送業や宅急便委託が2件、その他は飲食業である。過去5年間に創業された事業者については、商工会の調査によると、すべて事業を継続しているとの回答があった。

(7) 世羅町観光振興基本計画の区分ごとの施策展開と成果の状況について

資料により説明を受けた、委員より、観光地で多くの外国人観光客を見かけるが、世羅にも呼び込めないか。基本計画に基づく観光客増加の成果が出ているのかとの問いに対し、以前は旅行会社を通じて海外客数を把握できていたが、コロナ後は個人旅行が中心となり、正確な数値把握は難しい。宿泊以外の利用者数は数字に表しにくいですが、道の駅や花畑では毎日外国人を見かけ、確実に増加している。JRで来にくい立地のため他地域よりは少ないが、成果は出ていると回答があった。

(8) 指定管理施設の状況について

ア 管理料、入場者数、売上げ、決算状況

譲渡の際の条件について、委員より、大規模投資を伴う施設更新がある場合には一定の制約が必要だが、譲渡のみの施設については厳しい制約を設けず、柔軟に対応すべきであり、担当課と執行部で速やかに交渉を進めてほしい、との意見に対し、まずは受け取ってもらいたいという思いがあるので、その方向でうまくいくよう引き続き交渉を進めていきたいとの回答があった。

(9) 観光誘致のための海外職員派遣について

ア 派遣の場所、目的、人数、及び成果

官民一体となって、海外の旅行博への出展や商談会への参加、SNS等を利用しての情報発信を積極的に行うことで世羅町の認知度アップに取り組んでいる。

派遣の場所は、韓国、台湾、シンガポール、タイであると説明を受けた。

(10) 世羅町観光振興補助金

ア 補助金の利用状況・利用内容・利用促進のための施策

資料により説明を受けた。委員からは、本町を訪れるツアーを組むバス会社に対し、バス代の3割を補助する制度を提案する意見があり、これに対し、町の観光振興補助金は主に町内向けだが、外部旅行会社向けの補助は観光協会に一本化している。具体的には、20名以上のバスが世羅町の有料施設に立ち寄れば1台3万円を補助する制度がある。また、広島空港利用を条件とした宿泊補助制度を世羅町提案で臨空地域に広げ、観光協会が事務局を担っている。さらに、空港利用に関係なく町内に宿泊した場合、1泊3000円を補助する観光協会独自の制度もあり、町は観光協会への一般補助金でこれを支えていると回答があった。

6 その他（令和7年度行政視察について）

6月定例会において委員から提案のあった視察内容及び候補地について視察受入れ先と調整等行ったが整わなかった。

新たに委員より提案された視察先との日程調整等を今後行っていくこととした。本年10月下旬以降での視察実施に向けて引き続き準備を進める。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただ今の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

日程第 13 議会広報広聴常任委員会報告を行います。

議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（向谷伸二） 議長。

○議長（高橋公時） 議会広報広聴常任委員長。

議会改革調査特別委員長。最初に研修の報告からお願いします。

○議会改革調査特別委員長（向谷伸二） 令和 7 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 向谷 伸二

議会広報広聴常任委員会研修報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【閉会中の研修】

- 1 研修日時 令和 7 年 8 月 28 日(木)午後 1 時から午後 4 時 40 分
- 2 研修場所 「LINE CUBE SHIBUYA」(渋谷公会堂)東京都渋谷区宇田川町 1-1-1
- 3 出席委員 向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、佐々木浩康

(田原副議長)

- 4 研 修 名 令和 7 年度 町村議会広報研修会

- 5 研修の目的

議会活動に対する住民の関心と理解を深めることが求められている状況に鑑み、町村議会広報実務担当者を対象にした研修及び意見交換の場を設け、議会広報の発展に資する。

- 6 研修内容及び結果

- (1)「インタビュー記事を足して 読まれる広報誌にしよう」と題し、エディラボ インタビューライターの丘村奈央子氏の講義を受けた。

内容は、議会広報誌にインタビュー記事を足すことで、躍動感が生まれ、より読者の関心を広げることができる。そのための制作手順などの講義を受

けた。特に「取材目的を明確にする」では、誰のどんな目的のためかを明確にし、届けたい人に届く記事にすることの大切さを教わった。

- (2)「スマートフォンを活用した撮影技術・動画作成の基本 ～一人でもできる撮影ノウハウ、インタビュー撮影技術～」と題し、映像講師・映像ディレクター・(公社)日本広報協会 広報アドバイザー 渡川(おいかわ)修一氏の講義を受けた。

内容は、一人でもできる撮影ノウハウとして、人の撮り方の構図や、光の影響、道具の使い方、動画の編集方法などを教わった。長年の経験談や動作を交えた説明、具体的で分かりやすい資料が、非常に参考になった。

- (3) 議会活性化と連動した広報誌づくり ～住民の政治参加をうながすツールに～と題し、福岡県大刀洗町議会 議会広報委員会 委員長 平山賢治氏の講義を受けた。

大刀洗町議会広報誌は、令和7年に全国1位(最優秀賞)を受賞され、長年広報誌づくりのリーダー的役目を担って来られた。

広報誌づくりでは、実際の紙面を参考に説明していただき大変参考になった。しかし、それ以上に参考になったのが、紙面と議会の連動性である。「紙面の記事(ネタ)は議会が作る」と言われるように、そこには議会の活性化に改進された歴史があった。

平成25年に、議会基本条例制定後、①毎年4会場で議会報告会を開催、②定例会ごとに、議会モニターとの意見交換、③全ての議案について、議員相互の自由討議を開催、④「検討する」との答弁の追跡調査、⑤各種団体との意見交換会開催、⑥毎年、議会基本条例の条例ごとに議会活動の自己検証、など町民のための議会として、積極的に活動されている。広報広聴はそれをわかりやすく紹介する役割を担っているのみである。

議会活動が活発でないと記事は生まれない。参考にすべき点として、議員相互の議案自由討議や、議会モニターなどは早急に検討する必要があるのではと感じた。

以上、議会広報広聴常任委員会の研修報告とします。

○議長(高橋公時) 質疑はまとめて行いますので、つぎに所管事務調査の報告をお願いします。

○議会広報広聴常任委員長(向谷伸二) 議長。

○議長(高橋公時) 議会広報広聴常任委員長。

○議会広報広聴常任委員長(向谷伸二) 令和7年9月22日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 向谷 伸二

議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【閉会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 7 年 6 月 26 日（木） 午前 9 時 45 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 議員控室・南館 3 階 会議室 2・3
- 3 出席委員 向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、佐々木浩康

（高橋議長）

- 4 調査項目 猟友会（世羅町鳥獣被害対策実施隊）との意見交換

今回は、世羅町鳥獣被害対策実施隊の役員 10 名の方に参加していただき、様々なご意見を頂戴した。活動としては、わな班は、旧町単位で各 9 名（合計 27 名）がほぼ毎日見回りを行っている。銃班は、14 名（定員 20 名）が年間約 140 日（月平均／約 12 日）程度出動している。出動報酬は、1 日 4500 円であるが、道具、車両、燃料費は全て個人持ちとなる（山で猟犬を使つての追い出しをする場合、車両を 100 km 程度移動させる場合もある）。

山での猟は、斜面での移動や獲物の持ち出しなど体力が必要だが、実施隊も高齢化が進んでいるため、後継者を必要としている。しかしながら、猟師を続けるための維持費（鉄砲やわななどの道具、車両、猟犬、免許取得費や保険料など）や、時間的拘束などが大きな負担となり、免許を取得しても若者の多くは途中でやめる人が多いと聞いた。年間 1700～1800 頭駆除して頂いているが、動物は確実に増えており、被害を減らすためには、実施隊の協力は必要不可欠となっている。人口減少や高齢化が進む中、猟師と農家、行政が連携を取り、三位一体で協力していく事が、町全体の獣害を減らすことに繋がると感じた。

【閉会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
令和 7 年 8 月 8 日（金）午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
- 2 開会場所 世羅町役場 2 階 議員控室

3 出席委員 向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、佐々木浩康

4 調査事項 議会活動に対する住民の関心と理解を深めることが求められている状況に鑑み、議会広報の発展に役立てることを目的に、講師として奈良県王寺町議会事務局の村田大地さんをお迎えし、2日間にわたって研修及び意見交換を行った。

(1) 研修内容

ア 8月7日(木)午後1時30分から午後4時30分

(ア) 議会広報テクニック

王寺町議会広報誌の事例を参考に、議会広報のテクニックの講義を受けた。
脱

報告書の取組みや読みやすいレイアウト、デザインの原則などを学んだ。今後の編集に活かしたい。

(イ) 広報誌クリニック 課題と解決

世羅町議会の広報紙面の現状と、委員からの課題を聞き、解決方法やディスカッションを行った。方向性や紙面づくりに特に問題はないと説明を受けたが、今後は住民参加型紙面に取組むべきとの助言を受けた。

イ 8月8日(金)午前9時30分から午前11時30分

(ア) 表紙写真の撮影と取材のコツ

実践ワークショップとして、庁舎内外において各自カメラ(携帯)を用意し、光の影響や高低・遠近のテクニックなどを学んだ。

【開会中の事務調査】

1 開会日時 令和7年9月12日(金) 午前11時10分開議

2 開会場所 世羅町役場 第1会議室

3 出席委員 向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、佐々木浩康

(高橋議長)

4 所管事務調査

(1) 議会報告会・意見交換会について

ア 令和7年度の実施内容

令和7年10月から11月の期間で、甲山及び津久志地区を除く11自治センターにおいて実施することとした。開催日時は10月1日から11月15日

までの間、各自治センターからの開催希望日により実施する。

議員担当者の班編成は1会場3名とし、甲山、世羅、世羅西地区へ各1回、総務文教常任委員、産業建設常任委員のいずれも1名以上、司会者及び書記をそれぞれ1回担うことを基本として班を振り分けた。

テーマは、(1)「議会だよりリニューアルの感想」、(2)「地域課題について」の2つを基本とする。

質問に関する回答期限については、別途全体で協議することとする。

(2) 議会だよりについて

11月号の議会だよりは、全20ページで特集・決算を中心とした紙面構成とする。編集期間は、9月25日以降の5日間程度とすることを決定した。

以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

日程第14 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（田原賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長（田原賢司）令和7年9月 22
日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

議会改革調査特別委員会

委員長 田原 賢司

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和7年9月12日（金） 午前9時開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 田原賢司、佐倉悠希、亀田知宏、矢山 靖、宗重博之、佐々木浩康、

福永貴弘、向谷伸二、上本 剛、松尾陽子、藤井照憲、（高橋議長）

4 調査事項

（１）議会電子採決の運用について

ア 主な議論内容

令和７年６月定例会での議会会議規則改正により、賛成・反対のいずれかのボタンを押さない場合は、反対とみなされるが、本町議会のシステムは賛成・反対のいずれかのボタンを押さない場合には、賛成反対のいずれでもない表示のままで、集計においても反対票として反映されない。この場合、電子表決の結果を議長から口頭で説明されるが、ケーブルテレビ放送の画面では、電子表決の画面表示のみとなり、議場の状況と異なるため、視聴者には分かりにくく、疑念を生じかねない。この状況では、電子表決の利点がみられない。

現時点で多くの課題があり、メーカーとの再確認が必要である。即時運用は困難であり、電子表決システムについては、継続協議とすることを確認した。

（２）議会 YouTube 配信について

ア 主な議論内容

以前から対応について議論されている事項である「音声文字化の誤変換」については、ＡＩによる音声文字化の際に変換誤りが生じている。改めて文字変換の際に差別的表現や誤解を招く語句が表示される懸念が指摘された。

特に、人名・地名の誤変換が多く、視聴者が字幕の誤りの為に混乱する可能性がある。しかしながら、視聴者が字幕の有無を選択できる機能は現行システムでは対応していない。

ライブ配信は「音声文字変換付き」で実施することとした。ただし、字幕の精度が整うまでは映像のみの配信も検討する。
執行部との個人情報の取り扱いについても改めて協議し、協議状況により早ければ、１２月定例会からの開始を目指す。

（３）議員報酬の改正について

議員報酬改定の手続きとして、議会議員の議員報酬の改正条例は、令和７

年 12 月定例会において、議会から提案する。また、この改正条例の施行時期は多数決により、令和 8 年 4 月施行とすることに決定した。

(4) 議会のペーパーレス化について

ア 主な議論内容と決定事項

(ア) ペーパーレス化の取組みとして、令和 7 年 12 月定例会からペーパーレス化の対象を拡大する。ペーパーレス化対象としては、全協資料、一般議案、答弁書、委員会報告等とする。

(イ) 予算・決算関係資料、議案説明書、新旧対照表はタブレットでの閲覧が困難との意見があり、印刷物での対応を継続する。

(ウ) 「完全ペーパーレス化」については、議会改革の一環として継続協議する。

(エ) 傍聴者向け資料としては、議事日程及び一般質問項目は、引き続き印刷配布する。

以上の内容について委員会の方針を確認した。そして、これらの対応について執行部と調整を行っていくことを確認した。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（高橋公時） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第 15 議員派遣について を議題といたします。

本件については、会議規則第 129 条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。お諮りします。

ただ今、議員派遣について可決されましたが、本件に関し、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしと認めます。

したがって、本件、議員派遣に関する変更等の決定については、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果、生じたその条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和 7 年 第 3 回世羅町議会 定例会 を「閉会」いたします。
(起立・礼)

.....

閉 会 1 1 時 2 0 分